

第7章

広報・報道

令和2年1月に国内で初の感染者が確認されて以降、その未知のウイルスや感染状況に対する世間の関心は日を追うごとに高くなり、市における広報及び報道対応は重要性を増していった。

特に、感染発生当初は市内の感染者数や、クラスターの発生事例、死亡者などへの関心が高い中、陽性者の発生状況の公表にあたっては、正確な情報提供に努める一方、陽性者の特定に繋がらないよう配慮も必要だった。

市民に周知する情報は多岐にわたり、緊急事態宣言の発令や、それに伴う外出自粛、イベントの中止・延期、公共施設の休館などの社会活動への影響に加え、「新しい生活様式」の取組や、新型コロナワクチン接種などの感染拡大防止に関する情報等、その時々に必要な情報を様々な媒体を活用しながら伝えてきた。



記者会見では、感染状況等を公表

数回にわたり新聞折込チラシ等で情報発信を行った

1 市民等への広報・報道

(1) 各種媒体を活用した広報活動

- 新型コロナウイルスの感染拡大により、緊急事態宣言の発令や、それに伴うイベントの中止、公共施設の休館、あるいは、感染拡大防止に向けた「新しい生活様式」の取組や、新型コロナウイルスワクチン接種など、様々な情報を市民に周知する必要が生じた。
- 市政だよりをはじめ、市ホームページや市公式SNS、市政テレビ・ラジオ、dボタン広報誌など、市が所管する自主媒体の他、テレビCMや新聞広告なども活用し、関係局と連携しながら、市民広報を開始した。

【主な取組】

ア 市政だより・新聞折込チラシ・新聞広告

「市政だより」毎号等において、その時々々の情報ニーズに即した記事を掲載した。感染状況等に応じて、特集として大きく掲載するなど、市民に確実に伝わる工夫を行った。

主な掲載内容

- ・ マスクの着用や手洗い、3密を避けるなどの基本的な感染予防対策
- ・ 発熱時の相談窓口や、コロナ禍における不安や悩みの相談窓口
- ・ 特別定額給付金や月次支援金の給付等の経済支援・生活支援策
- ・ ワクチンの接種案内
- ・ 感染者や医療従事者等への差別や偏見を防止する啓発記事 等



市政だよりへの掲載



新聞折込で周知

イ 市公式SNS (Facebook、Twitter、LINE)

主な配信内容

- ・ 新型コロナウイルス感染者情報を毎日配信（令和4年4月22日まで実施）
- ・ 感染拡大防止に関する啓発
- ・ ワクチン接種予約情報
- ・ 主な支援策 等

ウ 市ホームページ

主な取組内容

- ・ トップページの最上部に「注目キーワード」として、新型コロナウイルス相談、ワクチン接種を常設
- ・ トップページの「トピックス」に、アイキャッチ画像のクリックボタン（新型コロナウイルス対策ページ）を常設 等

- その他にも、テレビCM・市政テレビ・ラジオを活用した情報発信に加え、高齢者等のインターネット環境が脆弱な方にも重要な市政情報をお届けすることを目的に、「dボタン広報誌」の運用を令和3年5月から開始した。



dボタン広報誌で情報発信

(対応を振り返って)

高齢者をはじめとして情報源が限られる市民もいることや、全市民への情報発信であることを踏まえ、掲載内容を工夫したりしながら、市民のニーズに即した、必要な情報を発信できるよう取り組んだ。

(2) 報道対応

- 当初は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の「指定感染症(2類相当)」に指定されており、国(厚生労働省)が発生状況、陽性者情報について公表を行っていた。
- 感染の拡大に伴い、その公表は各自治体に委ねられ、国の指針としては、県単位での公表

を前提とし、各自治体においては県単位での公表が行われた。

- その後、市単位での公表に踏み切る自治体が現れ、本市でも1例目の陽性者が確認されたことにあわせ、市単独での公表を行うこととした。
- 公表については、国が定める「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針(令和2年2月27日付け厚生労働省事務連絡)」及び本市の定める「北九州市感染症公表要領」に準じて実施した。

ア 感染発生当初における各公表の取扱い

(ア) 1例目の公表 (令和2年3月1日21時～)

本市で初の陽性者が確認され、記者会見には市長が出席し、陽性者に関する情報提供を行った。公表においては、陽性者の個人情報に配慮し、その属性、行動履歴、症状経過、現在の状況(症状)、渡航歴、濃厚接触者詳細に係る情報のみの提供とした。

(イ) クラスター疑い事例の公表

本市で初のクラスター疑い事例は、医療機関で発生し、令和2年4月1日に公表を行った。初の事例となる記者会見では、市長及び保健福祉局長が出席して行った。公表内容については、施設側から公表の同意を得たうえで、施設名称等の公表を行い、感染拡大の状況とその原因、今後の対策等を含めて情報提供を行った。

(ウ) 接触者が特定できない事例の呼びかけ

陽性者が確認され、その濃厚接触者が広範囲に及ぶ可能性がある場合や、特定出来ない事例においては、市政記者会へ周知を依頼し、該当者は保健所に連絡するよう呼びかけを行った。本市では、夜間の接待を伴う飲食店(スナック等)で2件の事例が発生した。

(エ) 死亡事例の公表

陽性者が死亡した場合、その死因に関わらず、公表を行い、症例番号と基本属性・当初の症状・療養の経過のみについて情報提供した。

(オ) 変異株の発生に関する公表

福岡県では、変異株が検出されるケースが発生した場合、各自治体での個別公表は行わず、また、地域なども特定せず、県が一括して公表するという対応がとられた。

イ 公表方法の見直し等

● 令和2年7月29日 公表時間を県内統一

初発事例発生時より、毎日、陽性者を確認すれば、その都度、記者会見での公表を実施してきた。そのため、会見開始が深夜帯に及ぶということもあった。その後、県内各自治体と協議し、公表における仕切りのタイミングを統一することとなり、前日12時～当日正午判明分を当日分として一括公表し、その公表時間は18時となった。

● 令和4年6月22日 公表時間の見直し

公表資料作成の作業の標準化が進んだため、県内統一して公表時間を17時とした。

● 令和4年11月19日 公表時間の見直し

福岡県の公表時間変更に合わせて、本市も16時公表に変更した。

ウ 記者レク開催の見直し

- 陽性者が確認された場合、公表に際し、初発事例発生時より、記者会見・記者レクを必ず開催するという対応を行ってきたが、感染状況の長期化等に伴う公表に対するニーズの変化に合わせて、記者レク等の開催方法を随時見直してきた。
- **令和3年4月1日～**
資料提供のみを行い、電話による取材対応とし、クラスター発生時には、必要に応じて記者レクを開催することとした。
- **令和3年8月25日～**
 - ・ 閉庁日は、報道機関に対して16時の陽性者数のみを通知することとした。
 - ・ 閉庁日が3日以上となる場合は、3日目のみ資料提供を実施。
 - ・ クラスター疑い事例が発生した場合は、概要資料の提供とし、クラスターに係る公表人数が10名以上となる場合は記者レクを開催。
- その後、クラスターの発生に関する情報提供については、感染状況等を踏まえ、記者レク開催の廃止、情報提供項目の変更等の見直しを行った。

エ 公表内容の見直し

● **令和4年9月27日公表分～ 全数届出の見直しに伴う変更**

令和4年9月26日より、医師による発生届出の対象者が限定されることに伴い、本市における公表事項について見直しを行い、下記の項目のみとした。

(公表項目)

新規陽性者数(新規陽性者の総数、年代別内訳)、累計陽性者数、直近1週間における10万人あたり累積新規陽性者数、死亡者数、重症者数、病床使用率及び重症病床使用率、クラスター疑い事例

● **令和5年5月8日～ 「5類感染症」への移行に伴う変更**

新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」に変更されることに伴い、市内の感染状況は全数報告から定点報告による把握となり、これまで行ってきた毎日の新規陽性者数等の公表を終了し、「北九州市感染症発生動向調査感染症週報」による週1回の公表に変更した。

本市における公表は毎週月曜日から日曜日分を、次の木曜日14時とした(週報による初回公表は令和5年5月18日)。



記者会見の様子

オ その他の公表方法

- 公表に際しては、当初より市ホームページに公表資料と同様の情報を掲載しており、見直しの都度、公表資料に準じた修正を適宜行ってきた。
- 九州朝日放送が提供する、デジタル放送のdボタンを活用した「dボタン広報誌」に感染者情報を掲載し、行政区別の陽性者数と感染状況に応じた注意喚起を行った。

(対応を振り返って)

新型コロナウイルス感染症が2類相当の指定感染症に指定された当初は、その詳細は不明なことが多く、ウイルス自体に加え、その感染者についても関心度は非常に高く、報道が過熱する状況であった。その中で、市として、正確な情報提供に努める一方、陽性者の特定に繋がらないよう配慮も必要だった。